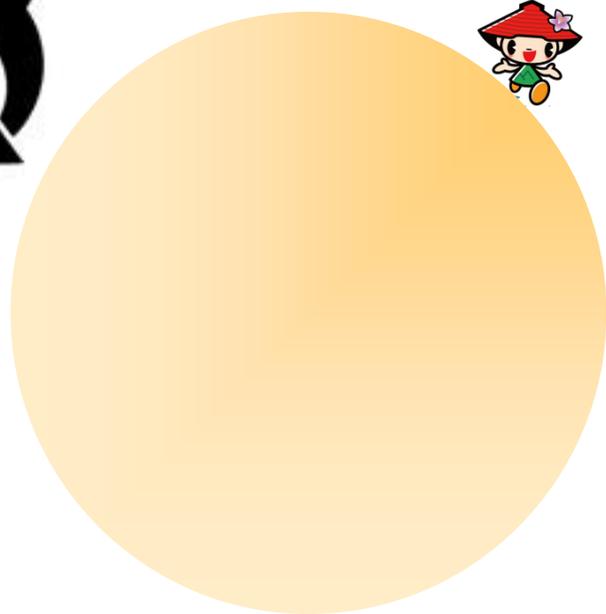


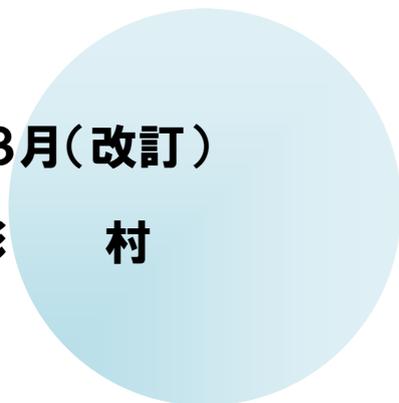


山形村公共施設等総合管理計画



令和4年3月(改訂)

山 形 村



山形村公共施設等総合管理計画：目次

第1章 公共施設等総合管理計画について	
1 背景と目的	1
2 計画の位置付け	1
3 施設の対象範囲	2
第2章 山形村について	
1 概況	3
2 沿革	3
第3章 本村を取り巻く社会的状況	
1 人口の動向及び将来の見通し	4
（1）人口の推移	4
（2）将来人口	5
2 財政状況	7
（1）歳入の状況	7
（2）歳出の状況（性質別）	8
（3）投資的経費と地方債残高	9
3 有形固定資産償却率	10
4 人口の推移、社会情勢を踏まえた財政状況に関する考察	11
第4章 公共施設等の現況及び将来の見通し	
1 公共建築物（ハコモノ施設）の現状	12
（1）公共建築物の保有状況	12
（2）築年別整備状況	13
（3）耐震化実施状況	14
2 インフラ施設の状況	15
（1）インフラ施設の現状	15
3 過去に行った対策の概要	16
（1）施設数の縮減	16
（2）各種計画の策定	16
4 将来の更新費用の推計	17
（1）長寿命化計画策定による効果額の算出方法	17
（2）公共建築物及びインフラ施設の将来の更新費用の推計	18
（3）中長期的な経費の見込み	19
第5章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	
1 計画期間	20
2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	21
3 現状や課題に関する基本認識	22
4 公共施設等の保有量の縮減	23
（1）公共建築物	23
（2）インフラ施設	23
5 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	24
（1）点検・診断等の実施方針	24
（2）維持管理・修繕・更新等の実施方針	24
（3）安全確保の実施方針	24
（4）耐震化の実施方針	25
（5）長寿命化の実施方針	25
（6）ユニバーサルデザイン化推進方針	26
（7）省エネルギー対策・再生可能エネルギー等の導入方針	26
（8）統合や廃止の推進方針	26
（9）広域連携の推進方針	26
（10）総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	26
6 フォローアップの実施方針	27
第6章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	
1 主な施設類型ごとの方向性	28
（1）文化系施設	29
（2）社会教育系施設	30
（3）スポーツ・レクリエーション系施設	31
（4）学校教育系施設、子育て支援施設	32
（5）保健・福祉施設	33
（6）行政系施設	34
（7）その他（公園・供給処理施設含む）	35
（8）インフラ施設	36

1 章 公共施設等総合管理計画について

1 背景と目的

全国的に公共施設及びインフラ施設（以下、「公共施設等」という。）の老朽化対策が大きな課題となっています。国は国土強靱化を図るべく平成 25 年 11 月にインフラ長寿命化基本計画を策定し、その流れにより総務省が平成 26 年 4 月に各地方公共団体に対し「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」により公共施設等総合管理計画の策定を要請しました。

山形村においても多様な行政需要や住民ニーズの高まりにより、公共施設等を多く建設してきましたが、これらの公共施設等は老朽化が進んでいることから、機能維持や建替えのために多額の費用が必要になると見込まれます。

今後は、人口減少・少子高齢化の進展に伴い、村税収入の伸び悩みが予測される一方で、社会保障費に対する支出は年々増加していくことが懸念されます。さらに、老朽化した公共施設の多くは更新の時期を迎えており、それらの更新費用が村の財政運営にとっての負担となることが予想されることから、公共施設等の更新に係る費用を、適正な水準に抑えることが課題となっています。

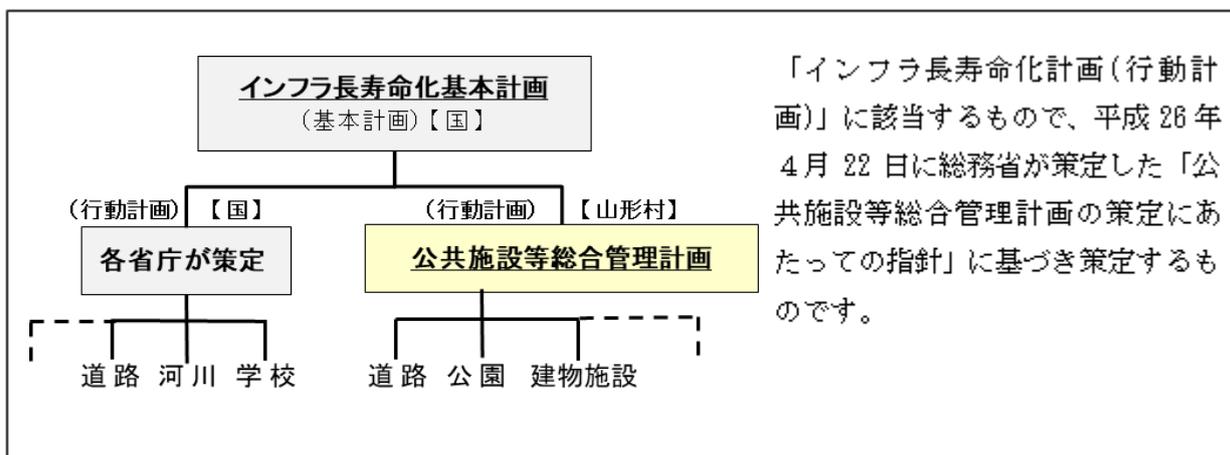
以上のような本村を取り巻く課題に対し、長期的な視点をもって利活用の促進や統廃合・長寿命化等の施策を計画的に行うことにより、公共施設等の更新等に係る財政負担を軽減・平準化するとともに、住民ニーズを的確に捉え、公共施設の全庁的、総合的な管理を推進するため、山形村公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）の策定を行うものです。

2 計画の位置付け

本計画は、既存の公共施設等について、長期的・経営的な視点をもって、総合的・計画的にマネジメントしていくための基本的な方針を示すものです。

本計画を実施するにあたっては、この基本方針に基づいて、各種関連する計画との整合性を図りながら、取組みを進めていくこととします。

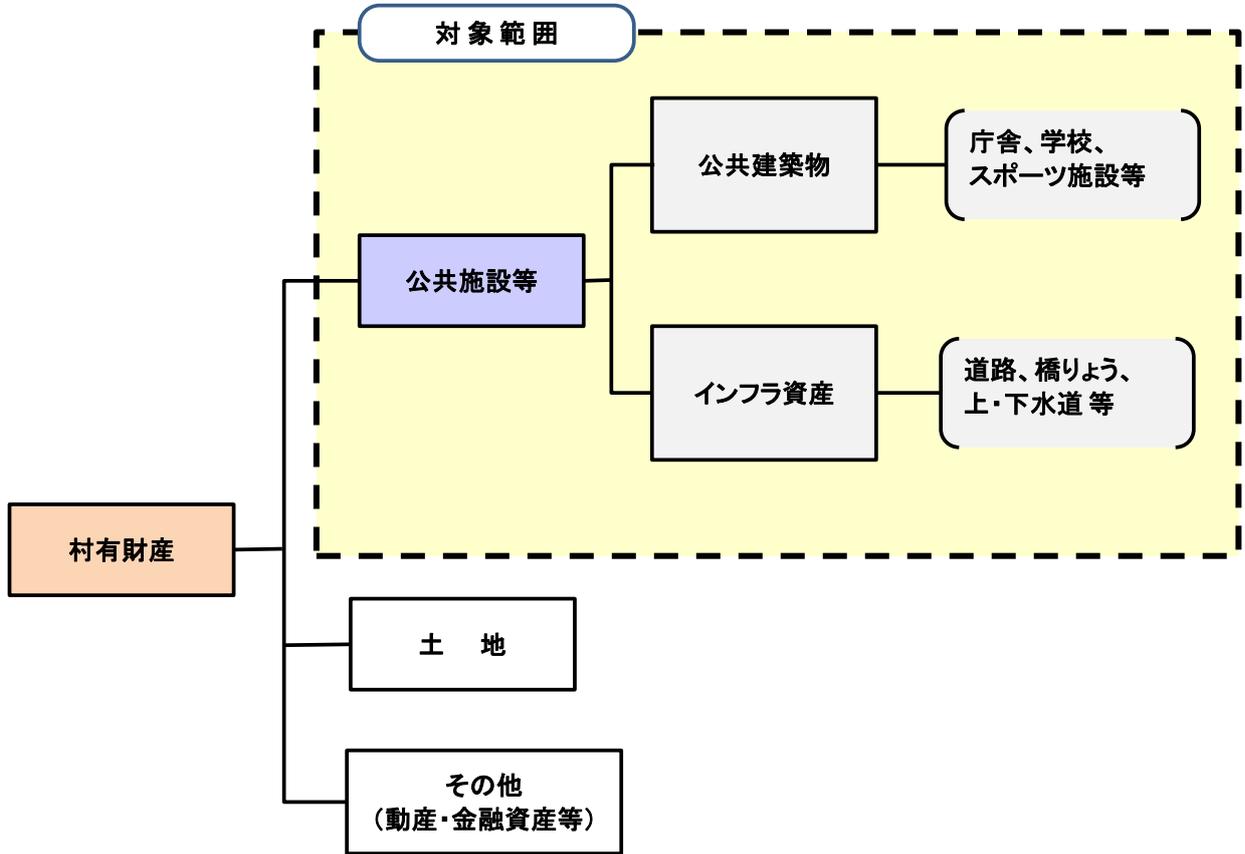
◆図表 1-1 本計画の位置付け



3 施設の対象範囲

本計画で取り扱う対象施設は、本村が所有する学校・庁舎等の建築物系施設や道路、橋りょう、上・下水道等のインフラ施設を対象とします。

◆ 図表 1-2 対象範囲の略図



第2章 山形村について

1 概況

本村は、長野県の中西部、松本盆地の西端に位置し、東から北、西にかけては松本市、南は朝日村と接しています。

村の西部には山地と集落、東部には肥沃な農地が広がり、東西 8.5 km、南北 4.7 km、総面積は 24.98 km²となっています。

気候は、寒暖の差が大きい内陸性気候であり、年間降水量は比較的少なくなっています。

山形村は松本盆地南西部台地上にあり、標高は約 700 メートルです。村西部には鉢盛山（標高 2,447m）がそびえており、西側から東側に向かって傾斜があります。

村の主力産業は農業ですが、近年は松本市や塩尻市のベッドタウンとして注目されるようになり、住宅地として開発が進んだことで人口が増加しました。



2 沿革

縄文の時代から本村には人が暮らしはじめ、縄文時代を中心とし遺跡が 40 ヶ所程周知されております。また、清水高原に静かにたたずむ伝承 1300 年の歴史を持つといわれる慈眼山清水寺をはじめ多くの歴史的文化財があります。

1874年（明治7年）10月22日筑摩県筑摩郡大池村・小坂村・竹田村が合併して山形村となり、1889年（明治22年）4月1日町村制の施行により、山形村が単独で自治体を形成し、2024年（令和6年）に山形村が誕生して150周年を迎えます。

第3章 本村を取り巻く社会的状況

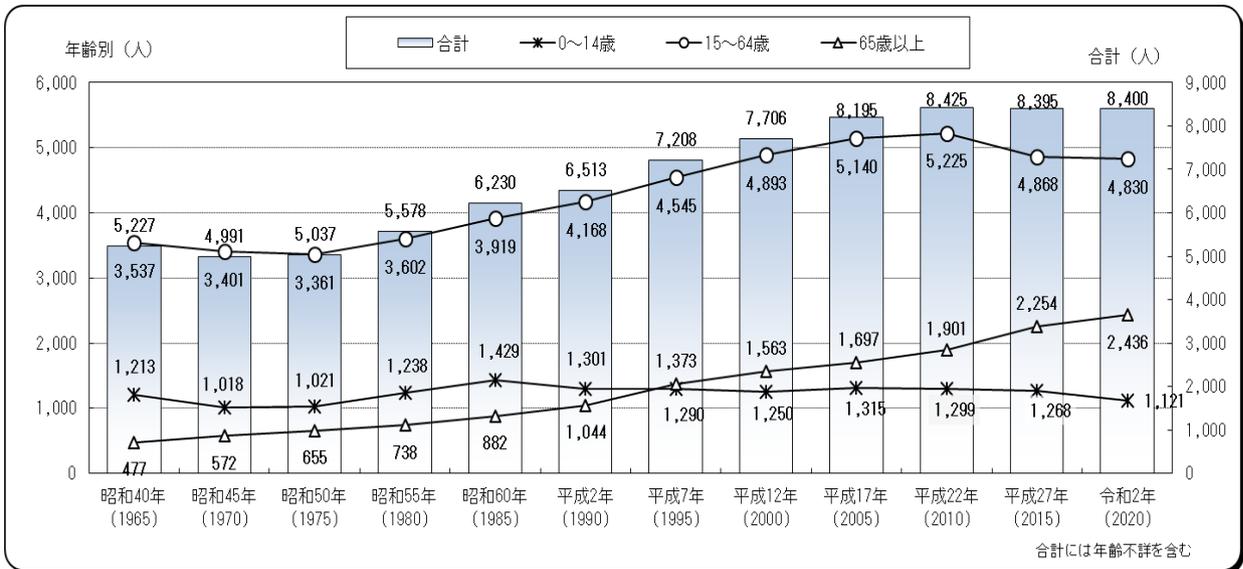
1 人口の動向及び将来の見通し

(1) 人口の推移

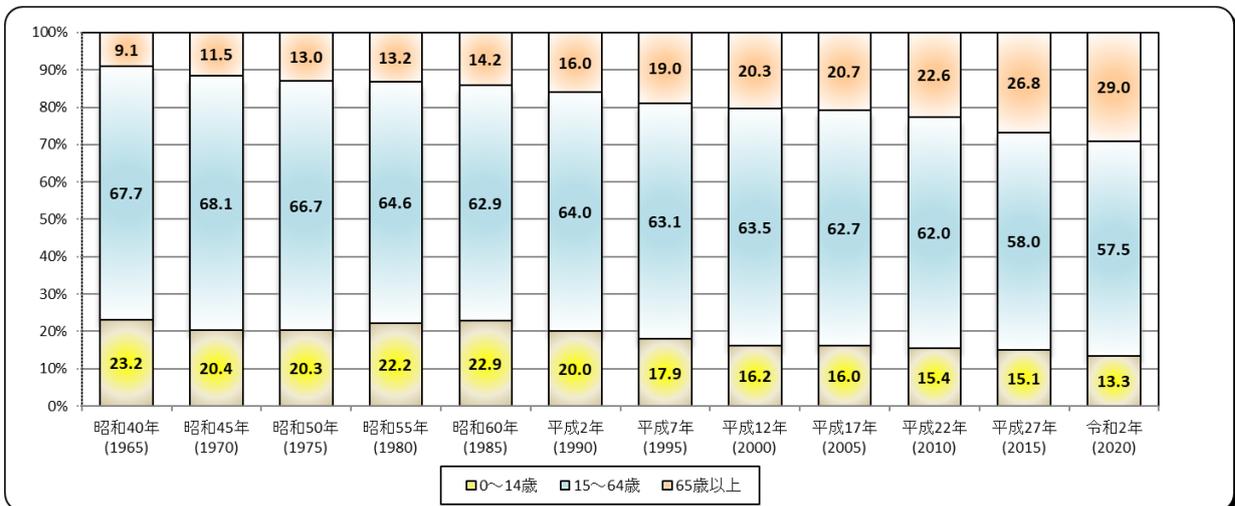
- 人口は平成22年をピークに緩やかに減少。
- 生産年齢人口が減少傾向にある一方、老年人口が増加し、高齢化が進んでいる。

国勢調査による本村の人口の推移をみると、右肩上がりに増え続けた人口も、平成22年の8,425人をピークに減少傾向にあります。また、年齢別人口の推移をみると、年少人口(0~14歳)は1,200人前後を推移、生産年齢人口(15~64歳)は、全体人口と比例し平成22年をピークに減少傾向にあります。また、老年人口(65歳以上)は年々増え続けており、令和2年で2,436人となっており、ここ30年で1,392人増え、全体の29.0%を占めています。

◆図表 3-1 年齢階層別人口の推移



◆図表 3-2 年齢階層別人口構成比の推移



(2) 将来人口

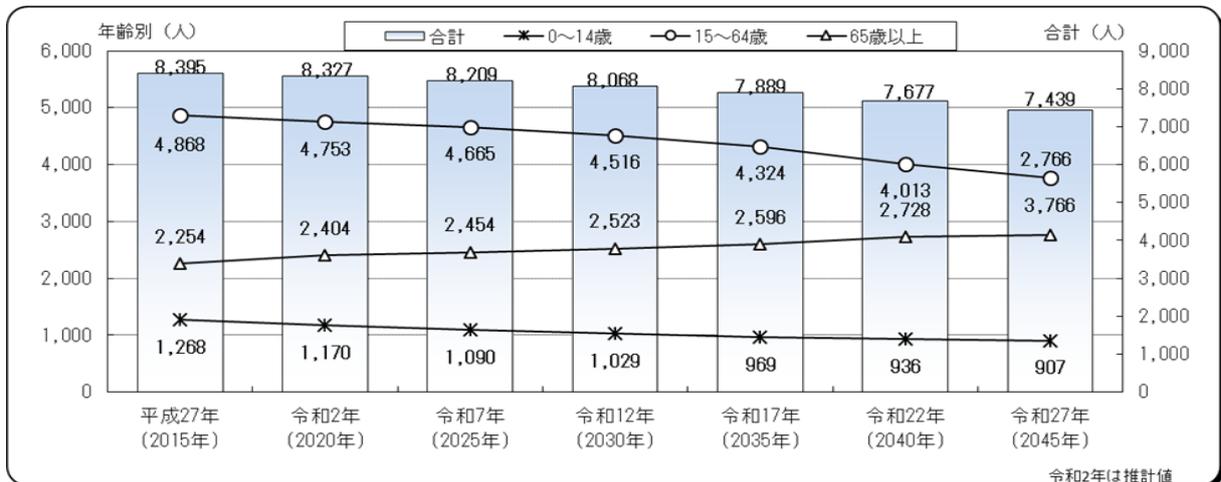
- 令和 27 年には、人口が 11.4% 減少する（対平成 27 年比）と推計され、年少人口、生産年齢人口が共に減少する見込。
- 老年人口は 22.7% 増える（対平成 27 年比）と推計。

国立社会保障・人口問題研究所の推計（H30 推計）による令和 27 年（2045 年）の総人口は 7,439 人で平成 27 年に対し 956 人（11.4%）減少することが予想されています。

年齢 3 区分別にみると、老年人口を除く各年齢層で減少する結果となっており、年少人口（0～14 歳）は 28.5%、生産年齢人口（15～64 歳）は 22.6% 減少し、老年人口（65 歳以上）は 22.7% 増加することが見込まれています。

また、老年人口と生産年齢人口の比率は令和 27 年（2045 年）で 1：1.4 と予測され、1 人の高齢者を 1.4 人で支えることになり、社会保障関係費の財政負担の増加や、公共施設の利用需要も変化してくるものと考えられます。

◆ 図表 3-3 年齢階層別人口の推計



◆ 図表 3-4 年齢階層別人口の推計

年齢階層	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	H27～R17年の人口増減率	H27～R27年の人口増減率
総数人口(人)	8,395	8,327	8,209	8,068	7,889	7,677	7,439	-6.0%	-11.4%
年少人口(0～14歳)	1,268	1,170	1,090	1,029	969	936	907	-23.6%	-28.5%
生産年齢人口(15～64歳)	4,868	4,753	4,665	4,516	4,324	4,013	3,766	-11.2%	-22.6%
老年人口(65歳以上)	2,254	2,404	2,454	2,523	2,596	2,728	2,766	15.2%	22.7%
比率(高齢者:生産年齢)	2.2	2.0	1.9	1.8	1.7	1.5	1.4	-22.7%	-36.4%
年齢階層:構成比	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	増減率	増減率
年少人口(0～14歳)	15.1%	14.1%	13.3%	12.8%	12.3%	12.2%	12.2%	-18.7%	-19.3%
生産年齢人口(15～64歳)	58.0%	57.1%	56.8%	56.0%	54.8%	52.3%	50.6%	-5.5%	-12.7%
老年人口(65歳以上)	26.8%	28.9%	29.9%	31.3%	32.9%	35.5%	37.2%	22.6%	38.5%

※平成27年の総人口には年齢不詳を含む

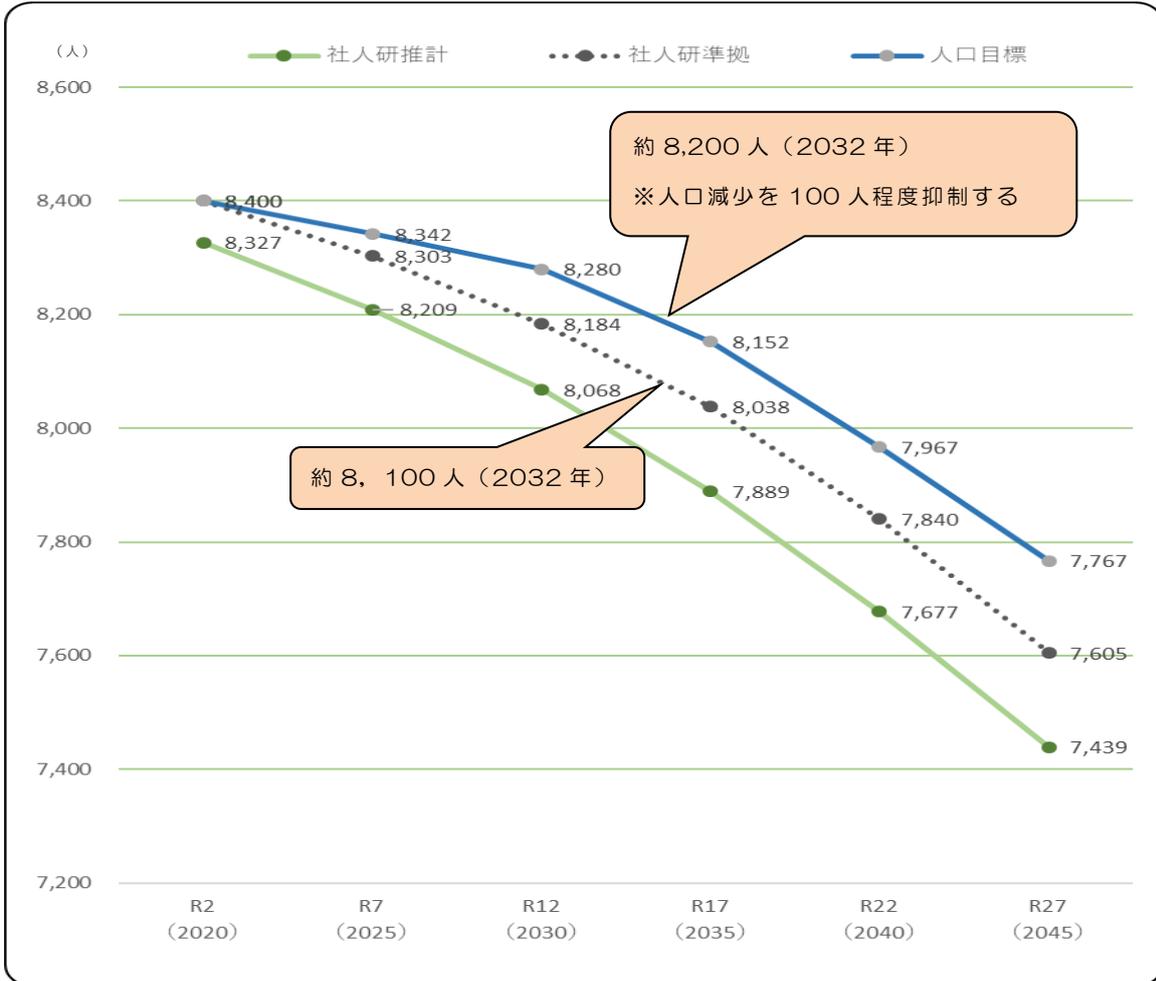
令和2年は推計値

●山形村の将来展望人口

第6次山形村総合計画基本構想の中で「山形村人口ビジョン」（平成27年度策定）を引き継ぎ、2020年の国勢調査を起点とした村独自の人口推計をもとに、10年後の人口目標を8,200人としています。

このため、本計画でも将来展望人口を8,200人と設定します。

◆図表 3-5 人口の将来展望（「第6次山形村総合計画基本構想」より）



2 財政状況

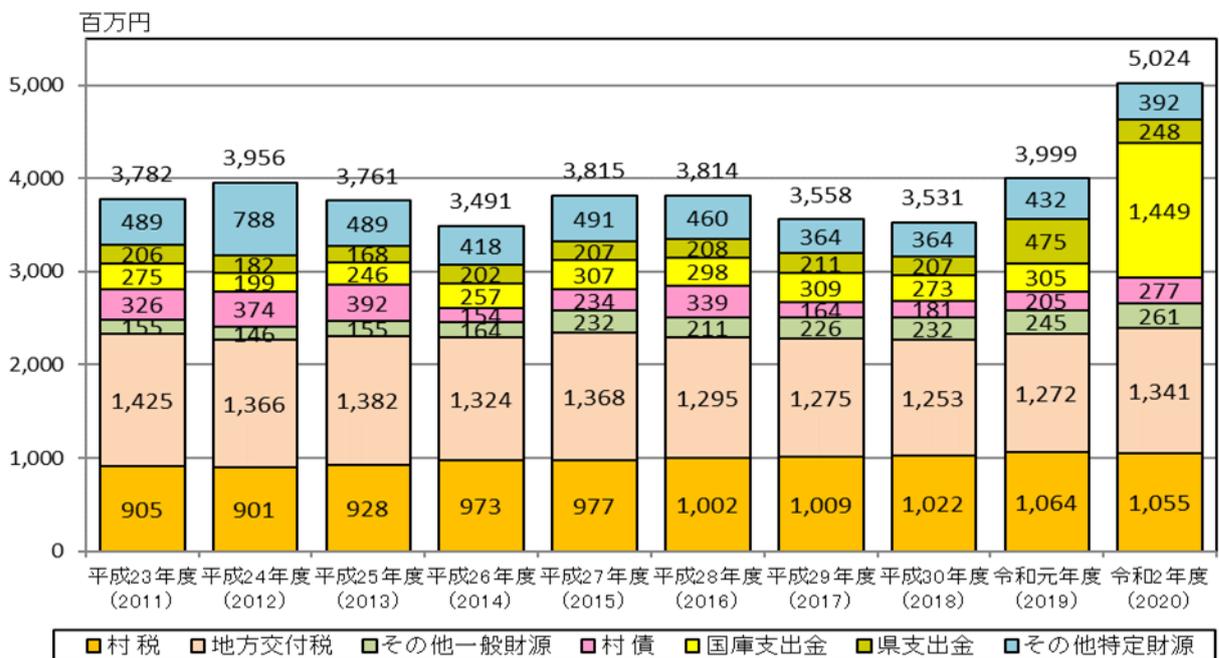
(1) 歳入の状況

●歳入のうち自主財源は約4割、残り約6割が依存財源となっている。

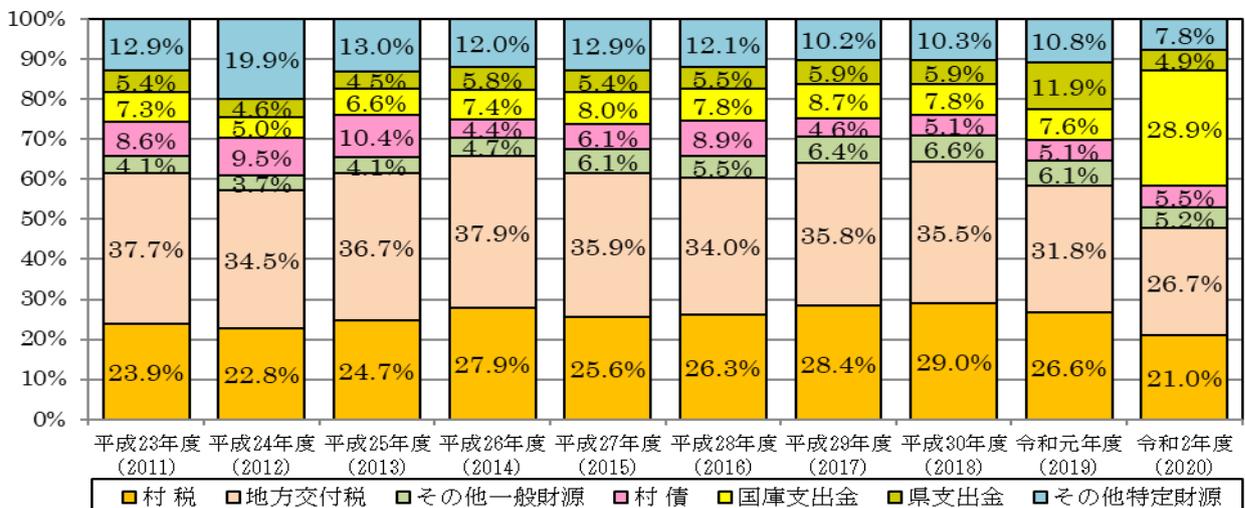
本村の歳入総額は、平成23年度以降概ね35～40億円で推移していますが令和2年度は新型コロナウイルス感染症関連事業の国からの補助金が多かったため、例年より規模の大きな決算となっております。

依存財源（国や県から定められた額を交付される収入）は、歳入の約6割を占め、その内地方交付税は、概ね13億円前後で推移しております。今後、生産年齢人口の減少に伴い税収の減少が予想されることから、依存財源の割合は増加する見込みです。

◆図表 3-6 歳入決算額の推移（普通会計）



◆図表 3-7 歳入決算額構成比の推移（普通会計）



注：四捨五入の関係により、合計値と計、計算値が一致しない場合があります。

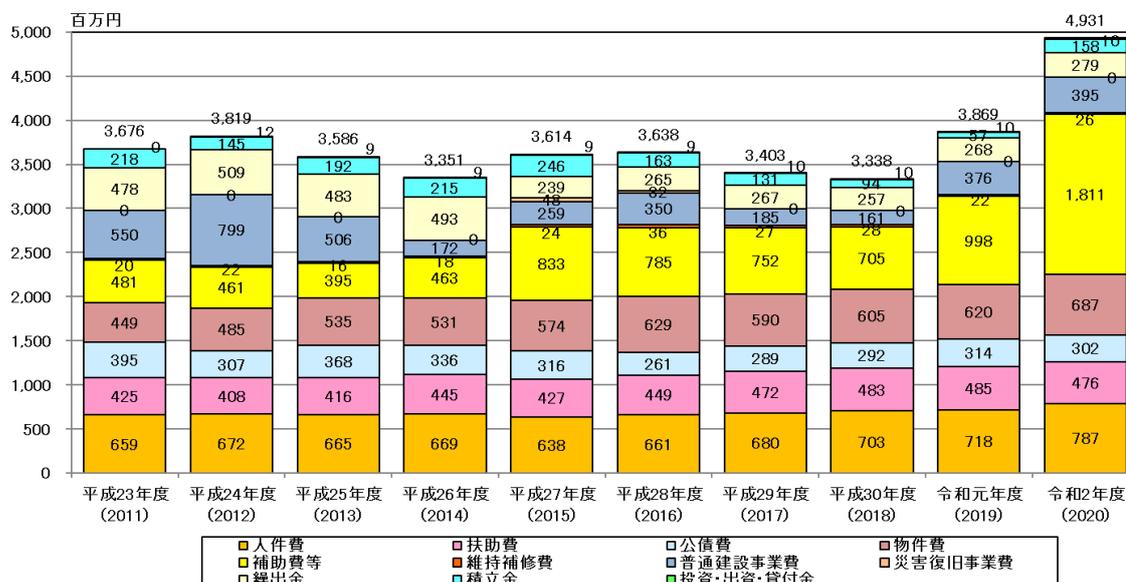
(2) 歳出の状況 (性質別)

●歳出の約6割を人件費、公債費、扶助費の義務的経費で占めている。

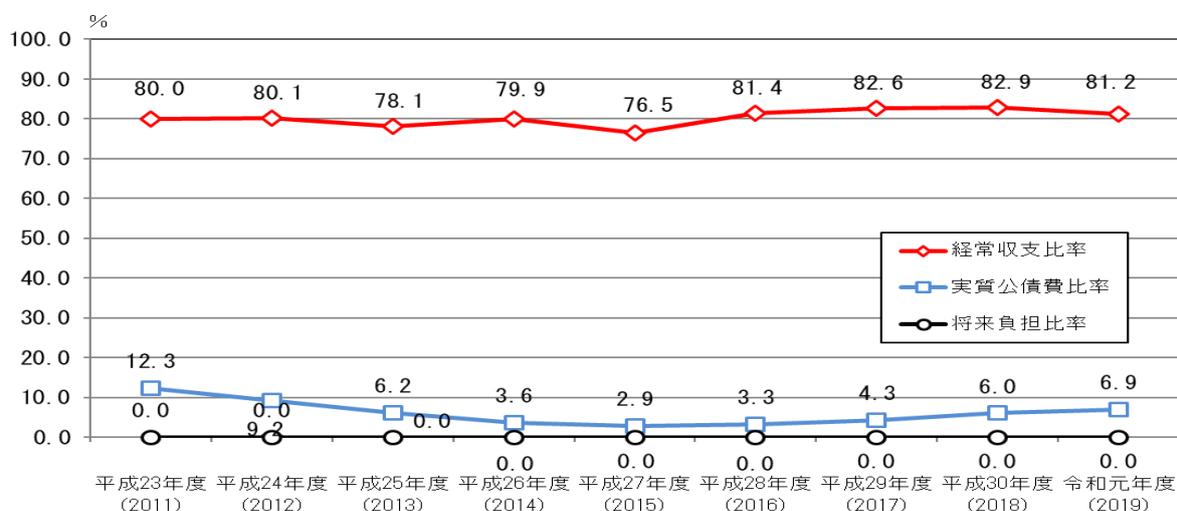
歳出の内、約6割が人件費、公債費、扶助費の義務的経費となっており、今後は高齢化の進展により、医療費等の社会保障費の増加が見込まれます。

また、物件費は増加傾向にあり、平成23年度に約5億円であったものが、令和2年度には約7億円となっております。投資的経費（普通建設・災害復旧事業費）は、年により変動がみられ、最も多かった平成24年度は約8億円で、直近の令和2年度は約4億円となっておりますが、今後更新を迎える公共施設等の維持更新費用の増加に伴う財源の捻出が課題となります。

◆図表 3-8 歳出決算額の推移(普通会計)



◆図表 3-9 財政指標

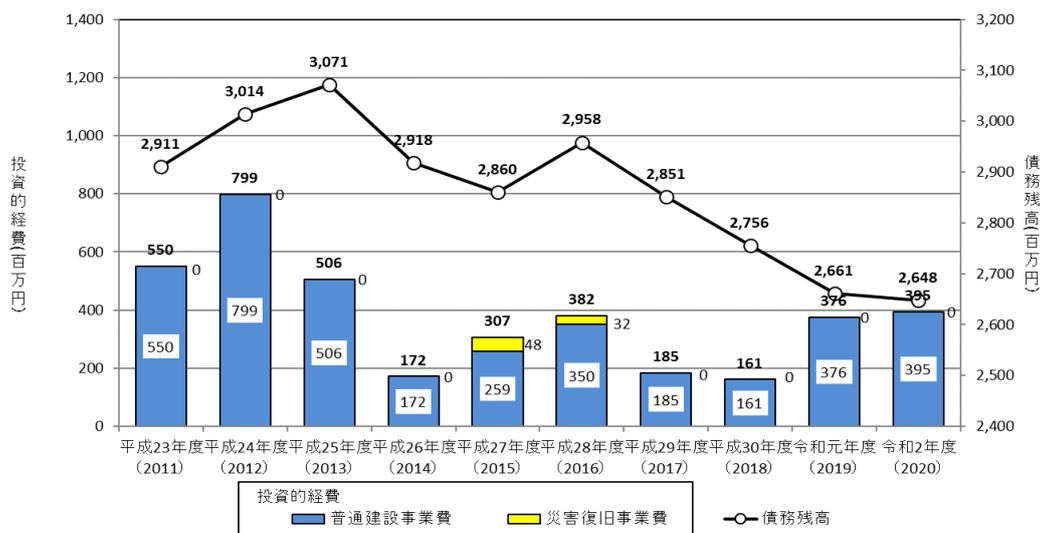


(3) 投資的経費と地方債残高

投資的経費は、年によって増減があり、平成23年度から令和2年度にかけて概ね1～8億円の間に推移しています。令和2年度の投資的経費は3.9億円で前年と比べて約0.2億円増加しています。

村の借金にあたる債務残高は、ピーク時の平成25年度と比べると約4億円減少しています。

◆ 図表 3-10 投資的経費と地方債残高の推移

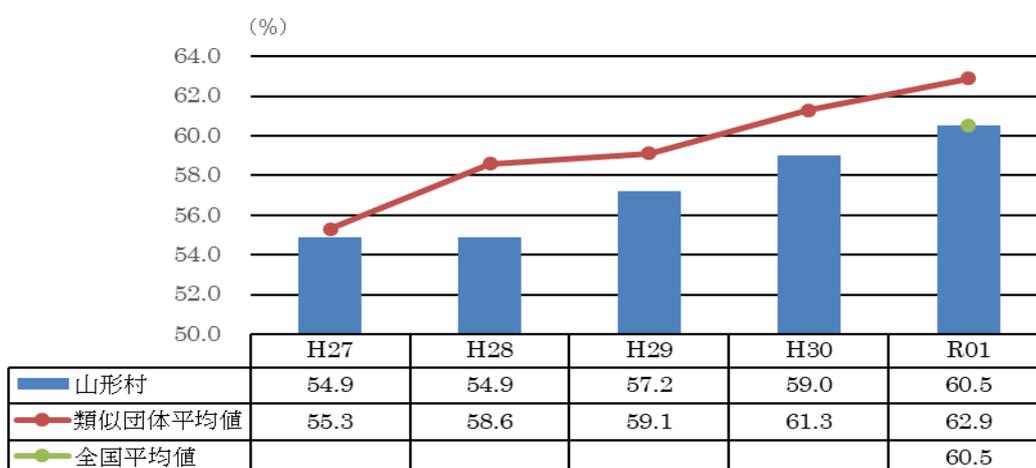


3 有形固定資産減価償却率

有形固定資産のうち土地以外の償却資産（建物や工作物など）の取得価格に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、耐用年数に対して減価償却がどこまで進んでいるか把握することができます。ただし、直接的に施設の老朽度合や施設の安全性の低さを示すものではありません。

償却率が100%に近いほど償却が進んでいる状況で、令和元年度の償却率は60.5%、償却がもっとも進んでいる施設は公民館、図書館で80.0%となっております。

◆図表 3-11 施設類型別の有形固定資産減価償却率



◆図表 3-12 施設類型別の有形固定資産減価償却率

分類名	有形固定資産減価償却率 (%)			
	平成28年 (2016)	平成29年 (2018)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
公民館	74.0	76.0	78.0	80.0
図書館	74.0	76.0	78.0	80.0
一般廃棄物処理施設	68.9	71.3	73.3	75.1
学校施設	74.7	77.1	79.4	73.3
消防施設	70.2	71.8	71.7	72.5
体育館・プール	61.7	64.0	66.1	68.1
庁舎	62.0	62.0	63.8	63.0
市民会館	50.0	52.7	54.8	56.8
児童館	40.6	43.0	45.2	47.6
保健センター・保健所	31.3	32.8	32.9	35.2
認定こども園・幼稚園・保育所	12.0	15.1	18.1	21.1
道路	45.9	47.9	61.9	63.5
橋りょう・トンネル	56.0	57.6	59.3	60.9

4 人口の推移、社会情勢を踏まえた財政状況に関する考察

歳入面について、今後、高齢化が確実に進行し生産年齢人口が減少していくことから、自主財源となる村税の減収は避けられないと予想され、今後大きな経済成長を見込むことが難しい現状においては、大幅な税収増は期待できない状況にあります。

一方、歳出面では、義務的経費のうち公債費は減少傾向で推移しているものの、人件費、扶助費や経常的経費の補助費等は増加傾向にあり、今後は少子高齢化に伴う社会保障費の増大が見込まれます。

そのため、保有施設を廃止、複合化、集約化、用途変更するなど、施設の保有総量の維持縮減に取り組むことにより削減する管理運営費を公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る経費に充当可能な財源として見込み、さらに国・県が実施する財政的、技術的支援の活用、村債や公共施設整備基金の適正運用と有効活用を行い、長期的・安定的な財源の確保に努めます。

第4章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 公共建築物（ハコモノ施設）の現状

(1) 公共建築物の保有状況

本村が保有する公共建築物の延床面積の合計は37,054.85㎡であり、その内訳は、スポーツ・レクリエーション系施設が27.7%と最も多く、次いで学校教育系施設が17.2%、子育て支援施設が11.7%と続き、この3分類で全体の約6割を占めていることがわかります。

また、計画策定時（平成28（2016）年度）と比較して、施設の増減数（合計）は2施設、延床面積では985.00㎡減少しています。

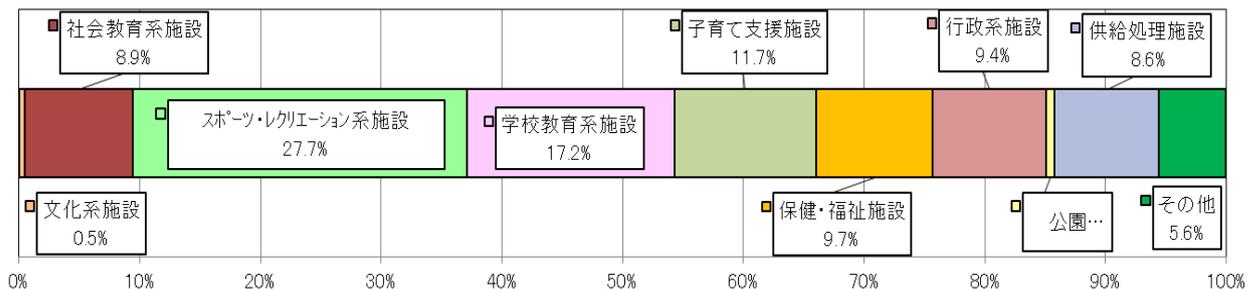
なお、村民一人当たりでは4.41㎡※となっています。

※一人当たりの面積は、令和2（2020）年国勢調査

◆図表 4-1 公共建築物の保有状況

大分類	中分類	平成27年度 (2015)		令和2年度 (2020)		増減		増減の主な理由
		施設数 (棟)	延床面積(㎡)	施設数 (棟)	延床面積(㎡)	施設数 (棟)	延床面積(㎡)	
文化系施設	文化施設	1	194.81	1	194.81	0	0.00	
社会教育系施設	博物館等	6	4,380.93	2	3,287.04	△4	△1,093.89	ふるさと伝承館(ホール・伝承館東棟収蔵庫):解体による減 旧伝承館東外倉庫・収蔵庫: 大分類変更による減
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	6	5,082.23	6	5,082.23	0	0.00	
	レクリエーション施設・観光施設	6	5,186.88	6	5,186.88	0	0.00	
学校教育系施設	学校	17	6,360.25	17	6,360.25	0	0.00	
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	2	2,855.29	2	2,855.29	0	0.00	
	幼児・児童施設	2	1,492.58	2	1,492.58	0	0.00	
保健・福祉施設	保健施設	3	3,583.83	3	3,583.83	0	0.00	
行政系	庁舎等	5	2,826.65	6	2,841.65	1	15.00	防災行政無線室新築による増
	消防施設	6	626.04	6	626.04	0	0.00	
公園	公園施設	8	256.72	8	256.72	0	0.00	
供給処理施設	供給処理施設	7	3,197.15	7	3,197.15	0	0.00	
その他	その他	17	1,981.49	19	2,090.38	2	108.89	旧伝承館東外倉庫・収蔵庫: 大分類変更による増
合計		86	38,024.85	85	37,054.85	△1	△970.00	

◆図表 4-2 公共施設延床面積の割合



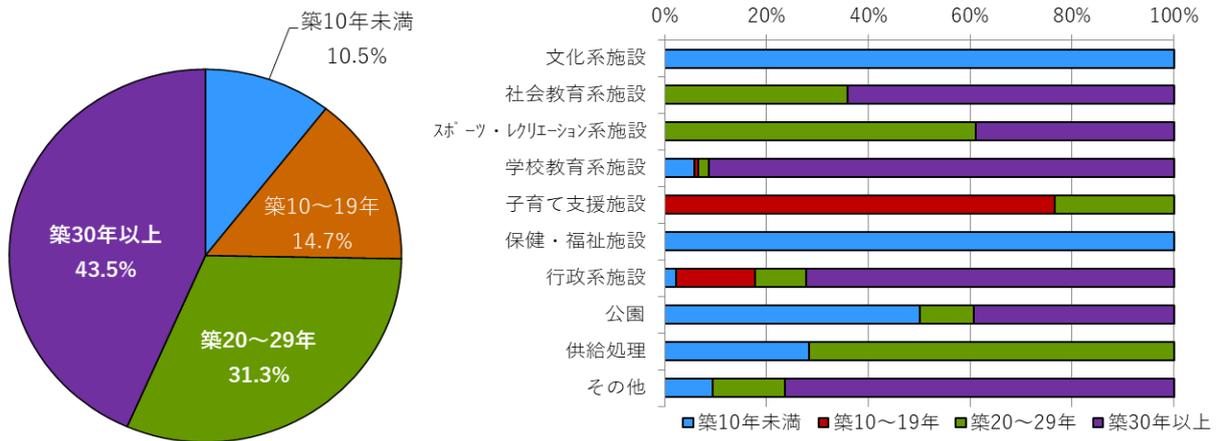
注: 数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

(2) 築年別整備状況

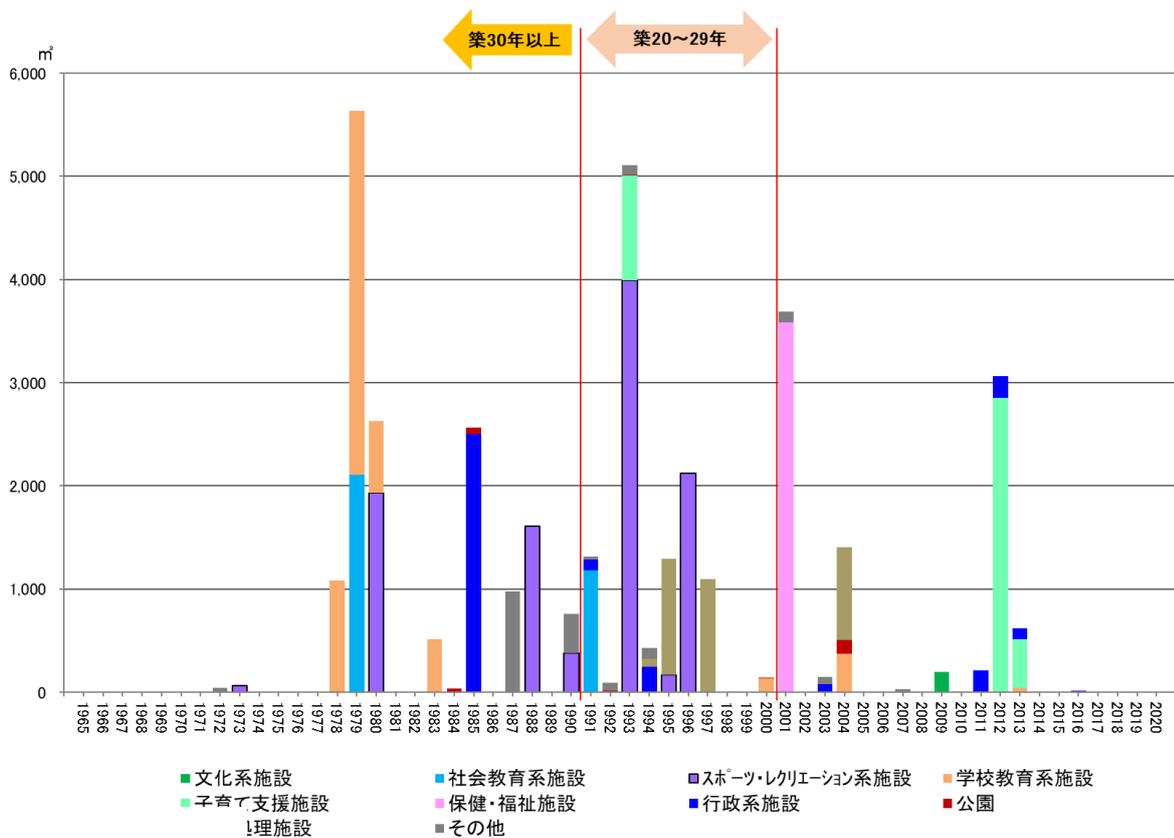
これまでの公共建築物の建替えは、建築後40年程度で更新されてきました。

平成2(1990)年以前に建設され、すでに30年以上経過している施設(延床面積ベース)は全体の43.5%、10年後に30年以上経過となる施設割合は74.8%となることから、今後建替えや大規模改修などの更新が必要となっています。

◆ 図表 4-3 建築年別延床面積の割合



◆ 図表 4-4 建築年次別延べ床面積の状況

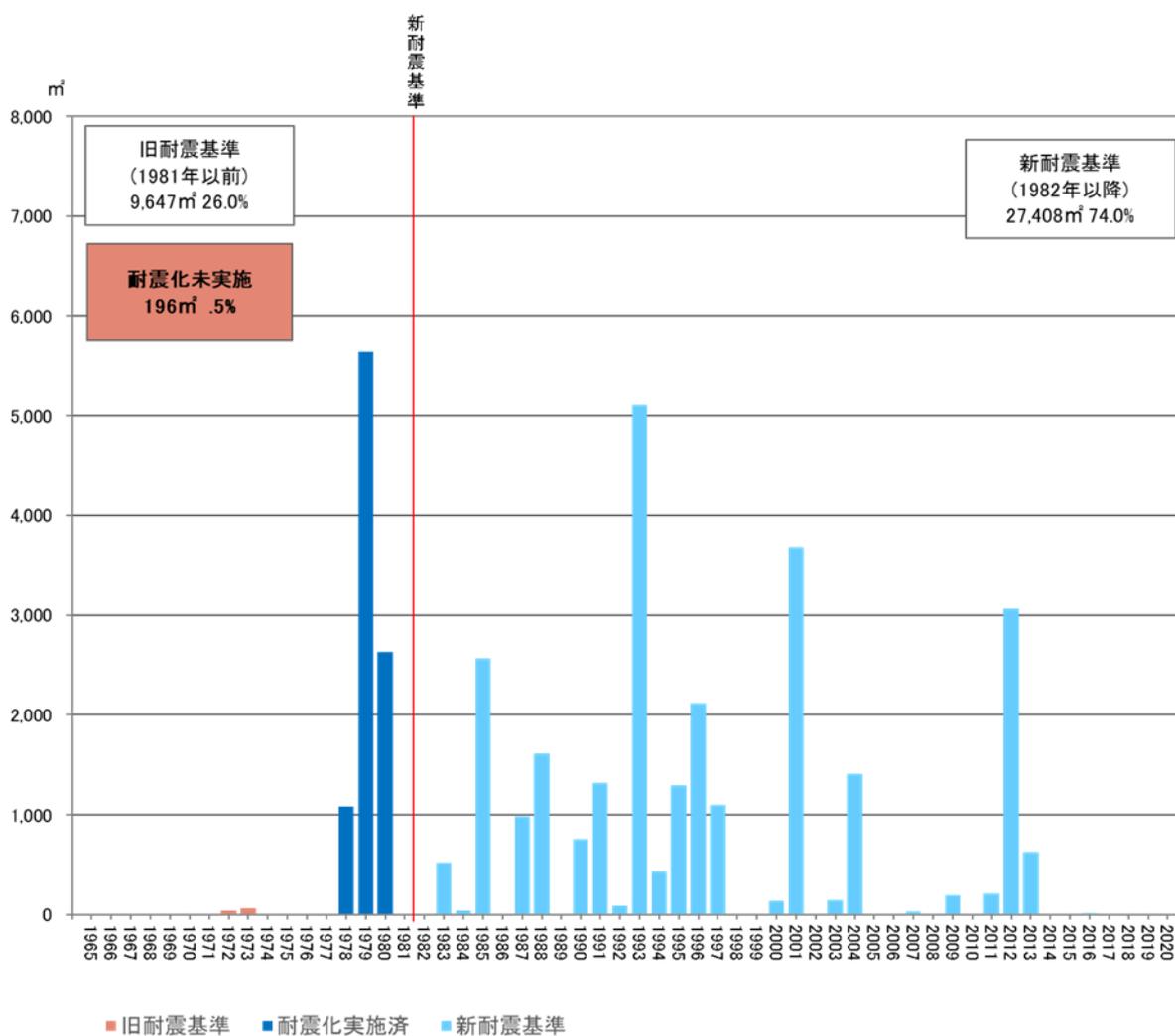


(3) 耐震化実施状況

公共建築物の耐震化の状況（延床面積ベース）は、全体の74.0%が新耐震基準による整備、残りの26.0%が昭和56年以前の旧耐震基準により建築された施設であり、そのうち耐震性なし・未確認の施設は全体の5.0%となっています。

引き続き使用していく施設については、利用者の安全確保の観点から、耐震補強等を適宜行っていくことが必要となります。

◆ 図表 4-5 耐震化実施状況



2 インフラ施設の状況

(1) インフラ施設の現状

インフラ施設は、生活や産業の基盤となる公共施設で、生活や地域の経済活動を支えてきました。

本村の主なインフラ施設は、村道延長が 167.4km、橋りょうが 56 橋、上水道（簡易水道含む）管路延長が 114.7km、下水道管路延長が 77.3km、林道延長が 19.7km、林道橋が 2 橋などとなっています。

インフラ施設に関しては、時間とともに傷みが進行する状況の中では、公共建築物とは異なり、予防保全的な管理を行い、長寿命化を図りつつ継続的に利用することが重要ですが、将来的に維持補修に関する財政負担が増大することが予想されま

◆ 図表 4-6 インフラ施設の保有状況

種別	主な施設	施設数	
		平成 27 年度 (2015)	令和 2 年度 (2020)
道路	道路延長	166,729m	167,416m
	1 級村道延長	18,902m	18,901m
	2 級村道延長	9,653m	9,653m
	その他村道延長	138,174m	138,862m
橋りょう	橋りょう数	60 橋	56 橋
上水道 (簡易水道含む)	管路総延長	87,151m	114,670m
	取水口	2 施設	2 施設
	浄水場	2 施設	2 施設
	配水池	8 施設	8 施設
	ポンプ場	3 施設	3 施設
下水道	管路総延長	76,135m	77,267m
	浄化センター	1 施設	1 施設
林道	林道延長	19,733m	19,733m
	林道橋数	5 橋	2 橋

注：四捨五入の関係により、合計値と計、計算値が一致しない場合があります。
令和 2 年度の橋梁、林道橋については、個別計画対象施設のみです。

3 過去に行った対策の概要

(1) 施設数の縮減

計画策定時の平成 28 (2016) 年度から令和 2 (2020) 年度にかけて、2 施設、延床面積で 985.0 m²削減しています。

◆図表 4-7 除却施設一覧

施設名称	床面積(m ²)	建築年度	対策実施年度	対策
ふるさと伝承館 (ホール)	764.0 m ²	昭和 28 年度 (1953)	令和 2 年度 (2020)	除却
ふるさと伝承館 (伝承館東棟収蔵庫)	221.0 m ²	昭和 48 年度 (1973)	令和 2 年度 (2020)	除却

(2) 各種計画の策定

◆図表 4-8 各種計画一覧

類 型	名 称	状 況
公共建築物	山形村公共施設個別施設計画	令和元(2019)年度策定
橋りょう	山形村橋梁長寿命化修繕計画	平成 29(2017)年度策定
上水道	山形村水道アセットマネジメント	平成 30(2018)年度策定
下水道	山形村山形浄化センター他再構築基本設計 (ストックマネジメント計画)	令和 2(2020)年度策定

4 将来の更新費用の推計

(1) 長寿命化計画策定による効果額の算出方法

各施設を耐用年数経過時に更新した場合や重大な損傷が生じてから対処する対症療法的な修繕等を実施した場合の必要コスト（単純更新）と、各長寿命化計画で策定された必要コストを比較することにより、将来に係るコストにどれだけの効果が出てくるのかを分析する事ができます。

長寿命化計画未策定またはコスト算定されていない長寿命化計画の種別については、単純更新と長寿命化計画の更新費用は、総務省提供ソフト（以下、「更新費用試算ソフト」という。）を利用します。

◆図表 4-9 更新費用の根拠

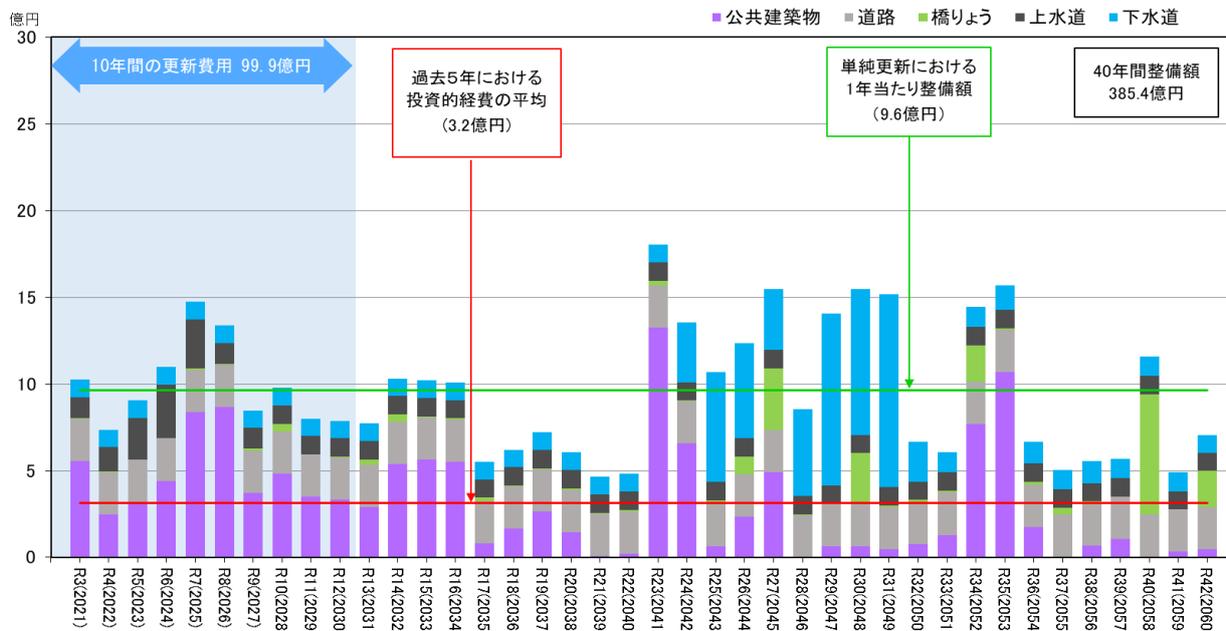
種 別		利 用 デ ー タ	
		単 純 更 新	長 寿 命 化 計 画
公共建築物	個別施設計画	個別施設計画の従来型の事業費	個別施設計画の中・長期計画の事業費
	個別施設計画対象外施設	更新費用試算ソフト	単純更新と同額
道 路		更新費用試算ソフト	単純更新と同額
橋 り ょ う		長寿命化計画の対症療法型の事業費	長寿命化計画の予防保全型の事業費
上 水 道		水道アセットマネジメントの法定耐用年数で更新の事業費	水道アセットマネジメントの重要度・優先度を考慮した更新需要の事業費
下 水 道		下水道ストックマネジメント(山形浄化センター他)の標準耐用年数で全てを改築した場合の事業費 ※管路は更新費用試算ソフト	下水道ストックマネジメント(山形浄化センター他)の目標耐用年数を基本とした改築を実施した場合の事業費 ※管路は更新費用試算ソフト

(2) 公共建築物及びインフラ施設の将来の更新費用の推計

ア. 将来の更新費用の推計（単純更新）

単純更新における公共施設等の今後 40 年間の更新費用は 385.4 億円、年平均で 9.6 億円と試算され、これまでにかけた投資的経費の年平均 3.2 億円と比較して 3.0 倍になります。

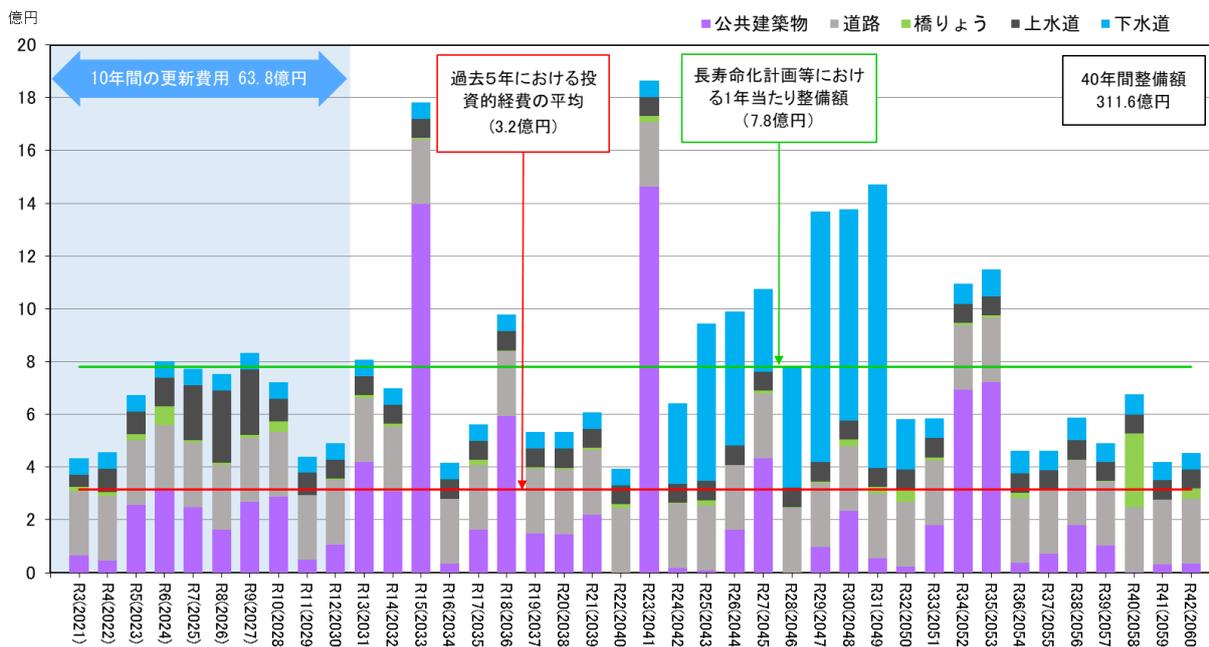
◆ 図表 4-10 将来の更新費用の推計（単純更新）



イ. 将来の更新費用の推計（長寿命化対策等）

長寿命化計画等における公共施設等の今後 40 年間の更新費用は 311.6 億円、年平均で 7.8 億円と試算され、これまでにかけた投資的経費の年平均 3.2 億円と比較して 2.4 倍になります。

◆ 図表 4-11 将来の更新費用の推計（長寿命化対策等）



(3) 中長期的な経費の見込み

施設の長寿命化対策等で実施した場合、今後10年間（令和3（2021）年度から令和12（2030）年度）で約36億円の削減効果が見込まれます。

今後、国・県の財政支援を戦略的に活用していくことが重要になります。

また、年によって更新費用が突出して負担が集中しないよう、平準化を行うことも必要です。

◆図表 4-12 今後10年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

（単位：百万円）

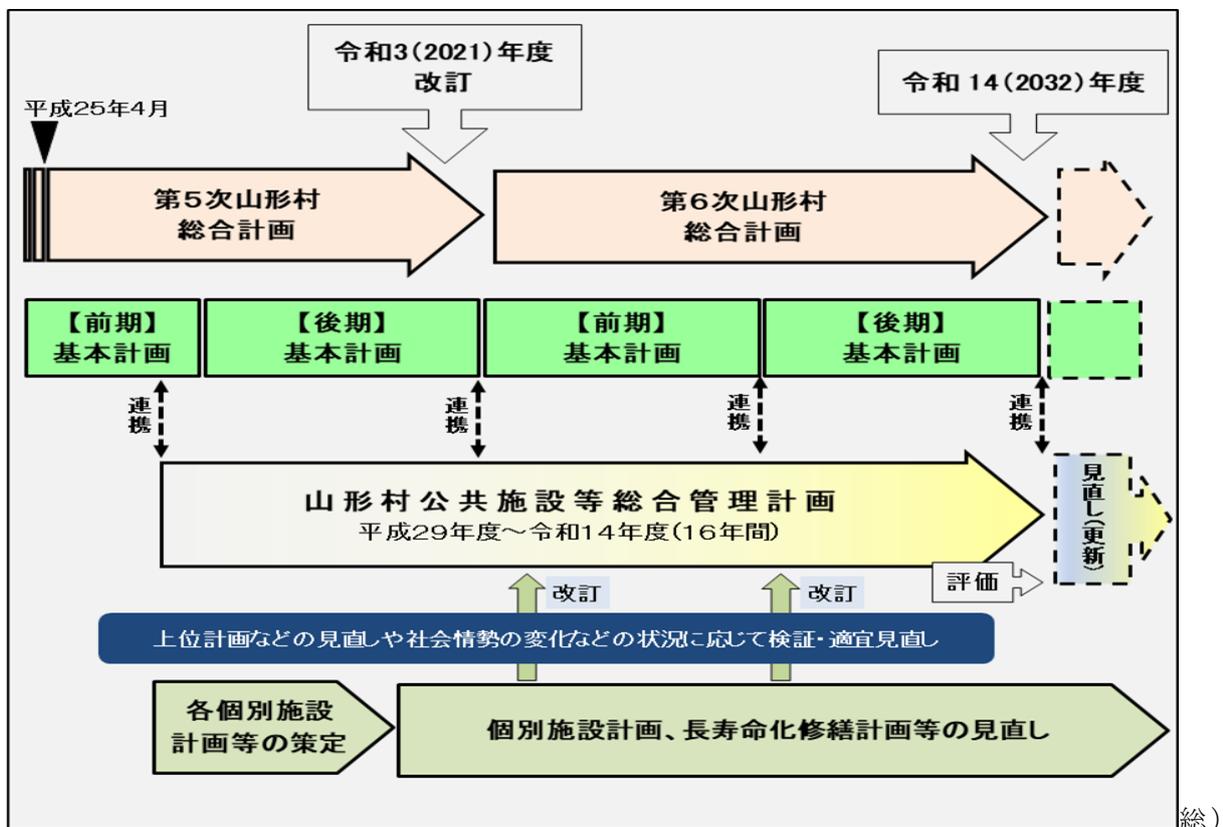
区 分		耐用年数経過時に単純更新した場合(①)	財 源 見 込 み	長寿命化計画 (②)	長寿命対策等の効果額 (②—①)	現在要している経費 (過去5年平均)	
投資的経費	普通会計	公共建築物	地方債 国庫補助等 90～100% 充当	1,802	▲2,999	212	
		道 路		2,444	0		
		橋 り よ う		84	121		
	公営事業会計	上 水 道		1,643	▲344		53
		下 水 道		1,019	▲394		51
	計	9,991		6,375	▲3,616		316
維持補修費	普通会計	280	280		28		
	公営事業会計	570	570		57		
	計	850	850		8574		
合 計		10,841		7,225	▲3,616	401	

第5章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 計画期間

本計画は、将来の人口の見通しや今後の社会経済情勢の変化等をもとに中長期的な視点に立って策定するものであることから、更新を迎える令和3年度から令和42年度までの40年間を見通しつつ、上位計画である「山形村総合計画」などと連動しながら、本村を取り巻く社会情勢や、法令・国の施策等の推進状況等の変化を踏まえて必要に応じて見直すこととします。令和14年度は、10年間を基本的な計画期間とする「山形村総合計画」の第6次計画の最終年次にあたることから、本計画においても令和14年度を計画の目安として設定しました。

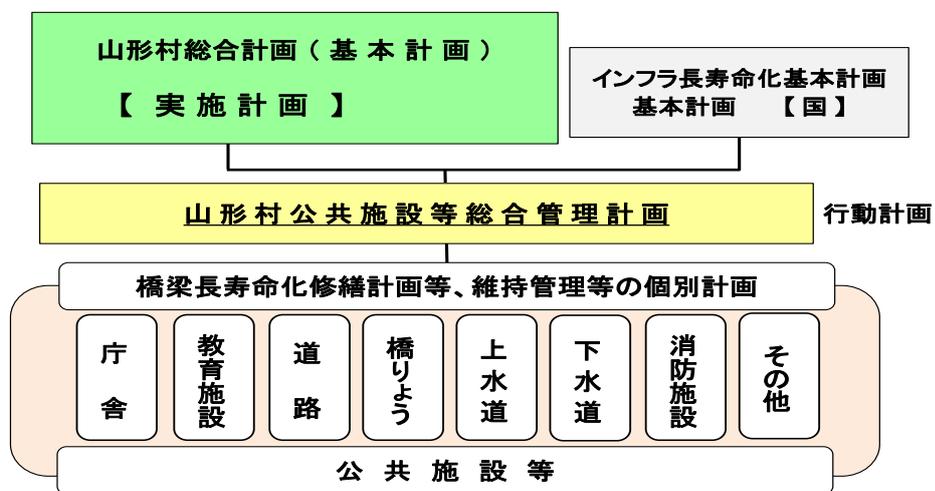
◆図表 5-1 計画期間（山形村総合計画との関係）



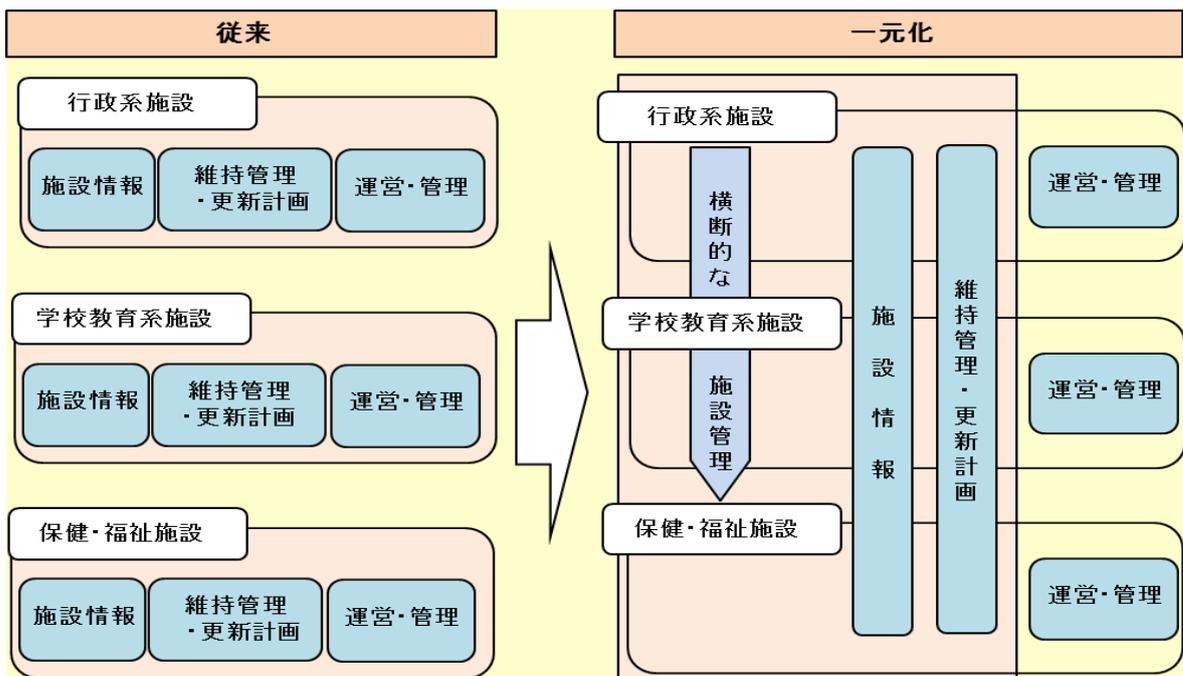
2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

本計画は、「山形村総合計画」を前提とすることにより、公共施設等の現状と課題を統一的に把握し、本計画を全庁的な取り組みとしたうえで、主要な公共施設等について、施設の基礎情報や更新・改修に関する中長期の計画などのデータを一元管理するなど、公共施設等のマネジメントに必要な情報を全庁的に共有し、適正な分析・評価を行うとともに、個別施設計画の進捗管理や固定資産台帳などとの連携を図り、全庁的、横断的かつ効率的な管理・運営に努めるなど、適切に維持、更新等の管理を実施することができるよう推進体制を構築します。

◆図表 5-2 全庁的な取り組みとするための本計画の位置付け



◆図表 5-3 施設管理の一元化（イメージ）



3 現状や課題に関する基本認識

【現状と課題】

- すでに30年以上経過している施設（延床面積ベース）は全体の43.5%、10年後に30年以上経過となる施設割合は74.8%となることから（図表4-3）、今後建替えや大規模改修などの更新が必要とります。
- 村の人口は、平成22年をピークに緩やかな減少に転じており、今後、少子高齢化も進むことが予想され、公共施設など需要の変化が予測されるほか、財政面でも生産年齢人口が減少することにより、歳入の減少が見込まれます。
- 公共建築物及びインフラ資産の将来更新費用は、現状の施設をすべて保有し続け、長寿命化等の対策を行った場合、年平均で7.8億円と試算され、これまでにかけた投資的経費の年平均3.2億円と比較して2.4倍の予算が必要となる見込みです。

【基本認識】

- 今後20年の間に更新時期が到来する施設が集中しますが、施設の品質を適正に保つためには大規模な改修や更新が必要となります。
- 人口の減少が見込まれる中で、現在保有している公共施設の改修や建替え、インフラ資産の更新を全て行うことは非常に困難であると想定されることから数量を適正に保つための施策が必要となります。
- 人口減少に伴い全体としては利用需要の減少が見込まれるとともに、年少人口・生産年齢人口の減少、高齢人口が増加することから、必要とする公共施設の種別や設備、利用需要が変わっていくことも推測されるため、公共施設の安全性・利便性・快適性、住民ニーズ、財政的負担などを総合的に勘案した行政サービス水準の検討や必要な施設の在り方を検討する必要があります。
- 生産年齢人口が減少することにより、歳入の減少が見込まれるため、普通建設事業費に充てることのできる額も、年々減少していくことが予想されることから、施設の複合化や統廃合の視点も持ちながら、持続可能で最適な規模となるように検討を行う必要があります。

4 公共施設等の保有量の縮減

(1) 公共建築物

人口の減少が予測される中で、現在ある施設を将来も同規模で保持した場合、人口1人当たりが負担する施設の維持更新費は現在以上に増加することになります。

人口1人当たりの負担をこれ以上増やさないためには、維持管理コストの効率化だけでなく、人口の減少に見合った分だけ施設の総量（延床面積）を減らすという考え方もあります。

その場合、令和2年度の国勢調査による人口は8,400人であり、公共建築物の1人当たりの延床面積は4.41㎡となっています。また、第6次山形村総合計画基本構想の中で、令和14年の人口を8,200人としており、1人当たりの延べ床面積は4.52㎡となり、人口1人当たり0.11㎡の増、増加率は2.4%となります。

「人口一人当たりの公共施設延床面積」

$$4.41 \text{ (令和2年度)} / 4.52 \text{ m}^2 \text{ (令和14年目標)} - 1 = \Delta 0.0243 \dots (\approx 2.4\%)$$

※第6次山形村総合計画による人口目標2032年（令和14年度）の将来人口推計値を使用

人口減少に伴い生産年齢人口が減少し、収入の増が見込めないうえ、公共施設の維持・更新には相当な費用が必要となる見込みの中、現在保有している施設をすべて維持していくことは難しいため、複合化や統廃合、転用などの視点を持ちながら施設の保有量を適正に管理していく必要があります。

(2) インフラ施設

インフラ施設については、現在の道路や橋りょう、上・下水道管を廃止し、総量の縮減や廃止を行うことは困難であり、現実的ではありません。

今後も、新たな宅地等の開発などにより、必要に応じて新規整備をしていく必要はありますが、これまで整備してきたインフラ施設において「長寿命化計画」を策定するなどし、計画的に点検、修繕を実施していくことで長寿命化を図り、更新サイクルを伸ばすことにより、維持管理のトータルコストを縮減します。

5 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

本村の現状を認識した上で、計画的な公共施設等の管理のために、更新・統廃合・長寿命化などの基本的な考え方を示します。

今後も必要な施設については、更新して維持管理を図り、機能を集約できる施設については統合するなどして、効率的に行政サービスを提供していきます。

(1) 点検・診断等の実施方針

点検・整備については、日常点検と定期・臨時点検で実施し、その点検履歴を記録し、集積・蓄積して老朽化対策等に活かすため、全庁で情報を共有するための方法や、点検・整備に関する担当部署を置くことなどを検討します。

診断については、劣化の進んだ公共施設等の補修を行う(事後保全)のではなく、予防保全型維持管理の視点に立って、必要に応じて点検や劣化診断を効果的に実施することで、施設の長寿命化を図り、トータルコストを縮減していきます。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

『新しく造ること』から『賢く使うこと』を基本認識として、公共施設等の計画的な点検や劣化診断を計画的・効率的に行うことにより、維持管理費・修繕費を平準化し、トータルコストの縮減を図ります。

更新する場合は、長期使用の可能性を検討するとともに、むらづくりとの整合性を保ち、公共施設のコンパクト化や効率化の観点から、施設の統合や複合化について検討を行います。

施設の取り壊しに際しては、優先順位を付けて実施し、事業費等の削減、平準化を図ることとします。

また、維持管理・修繕・更新等についても履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かしていきます。

その他、施設の整備、維持管理等の運営については、効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について、民間の資金、経営能力、技術的能力を活用するPPP/PFIの活用を積極的に検討します。

(3) 安全確保の実施方針

点検・診断等により、危険性が高いと認められた公共施設等で、施設の利用、効用等の高い施設については、原則として速やかに安全確保及び長寿命化対策を実施することとし、危険を除去し安全の確保を図ります。

また、老朽化等により供用廃止され、かつ今後も施設の利用、効用等の低く転用や売却が困難な公共施設等は、取り壊し等を視野に入れた安全の確保を図ります。

(4) 耐震化の実施方針

本計画の安全確保の実施方針に基づき、施設の利用、効用等の高い施設については、施設利用者の安全性の確保及び災害時において、適確に機能を発揮できるよう、引き続き防災・耐震性能等の向上を進めます。

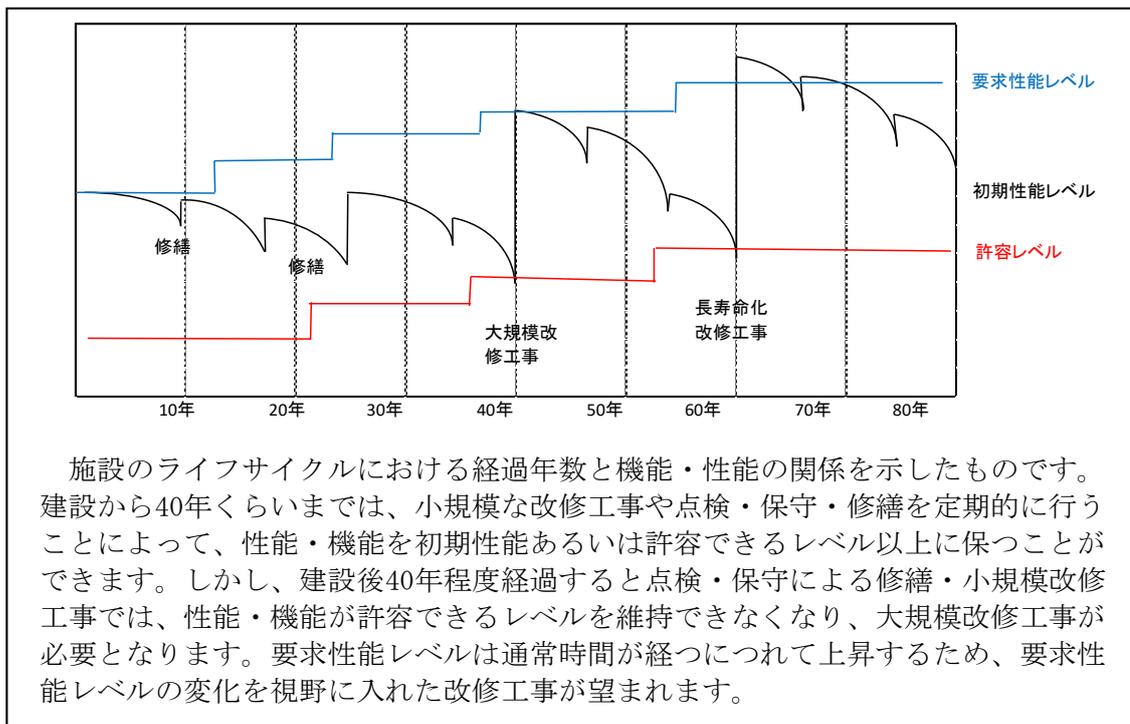
耐震化未実施の施設については、築後30年以上経過している老朽施設でもあり、耐震化とともに長寿命化を行う必要があるため、耐震補強は慎重に検討を行い、耐震性のある既存建物への機能移転や更新による耐震化も視野に入れ検討します。

(5) 長寿命化の実施方針

公共施設については、診断と改善に重点を置き、点検・保守・修繕、清掃・廃棄物管理等を計画的に行い、公共施設等を健康な状況に保ち、更に定期的に施設診断を行い、小規模改修工事を実施し、不具合箇所を是正するなど、予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。なお、すべての公共施設等に予防保全を実施するとなると、膨大な経費が必要となり、財政を圧迫しかねないため、実施範囲を検討します。

また、インフラ施設の下水道については、下水道施設長寿命化計画の策定のもと、維持管理、修繕、更新等を計画的、効率的に実施することとし、その他の施設については、本計画に準じたうえで、必要に応じて個別に長寿命化計画等を策定することを検討します。

◆ 図表 5-5 長寿命化における経過年数と機能・性能(イメージ)



(6) ユニバーサルデザイン化推進方針

公共施設等の新設、改修、更新等を行う際は、住民のニーズや関係法令等におけるユニバーサルデザインの考え方も踏まえ、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず誰もが安全・安心して快適に利用できるようバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を進めます。

(7) 省エネルギー対策・再生可能エネルギー等の導入方針

建築物や設備・機器における省エネルギー・CO2 排出削減を目指し、新設、改修、更新等を行う際は建物の断熱化などの省エネルギー対策を進めるとともに、地球温暖化防止の観点からも太陽光を始めとする再生可能エネルギーの積極的な導入を進めていきます。

(8) 統合や廃止の推進方針

公共施設等の統合や廃止については、利用状況や老朽化の状況等を踏まえ、積極的に既存施設の有効活用及び売却等を行い、可能な限り新規の施設整備は抑制することとし、施設再編や国・県及び民間施設の利用・合築等を視野に入れ、複合化等による機能維持を図りながら施設総量の縮減を目指します。

なお、統合・廃止により余剰となった施設については、取り壊しを行い、安全面の確保や景観の確保及び事業費等の削減、平準化を図るようにします。

(9) 広域連携の推進方針

近隣自治体との広域的な利用に適する施設について、施設の共同運営や共同設置による効率化を図るよう検討を進めます。

(10) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

「山形村総合計画」の実施計画を本計画の策定の前提とすることで、所管課をはじめとして企画、財政(予算)等の各課において情報を共有し、関係課との調整を図りつつ、公共施設等の管理を総合的かつ計画的に実施するために、全庁横断的な推進体制を構築します。また、必要に応じて職員研修を行うなど、公共施設等マネジメントのあり方、経営的視点に立った総量の適正化、保全的な維持管理及びコスト感覚に対する意識の向上に努めていきます。

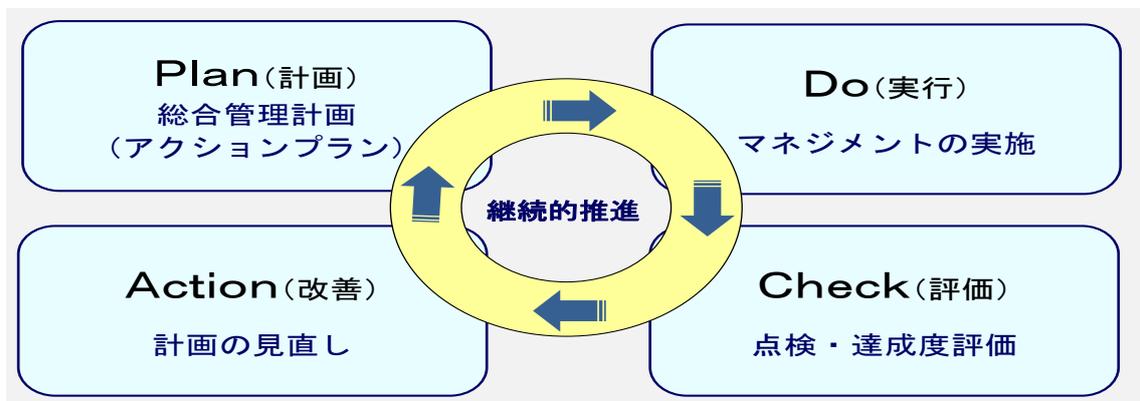
計画の実施はむらづくりのあり方に関わることから、村民、有識者、議会との情報の共有化により、意見の反映を図ります。

6 フォローアップの実施方針

本計画は、「山形村総合計画」の実施計画を本計画策定の前提とすることから、基本計画の更新等に合わせ、本計画の進捗状況等についてP D C A（計画・実行・評価・改善）サイクルを活用するなどし、随時フォローアップを行います。

なお、本計画は長期的な取り組みとなるため、国の制度変更や社会経済情勢の変化など、前提となる条件が大きく変わった時点で、適宜必要な見直しを行うとともに、議会への報告やホームページへの掲載により村民への公表を行います。

◆図表 5-6 P D C A（計画・実行・評価・改善）サイクル(イメージ)



第6章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 主な施設類型ごとの方向性

基本方針に基づき、施設類型ごとの管理に関する基本的な方向性を定めます。

◆ 図表 6-1 施設の保有状況（13頁 図表 4-1 再掲）

大分類	中分類	延床面積 (㎡)	主な施設
文化系施設	文化施設	194.81	清水高原 文化交流施設「あ ららぎの庄」
社会教育系施設	博物館等	3,287.04	農業者トレーニングセンター (研修棟)、ミラ・フード館 等
スポーツ・レクリエーション系施 設	スポーツ施設	5,082.23	農業者トレーニングセンター (体育館等)、 ふれあいドーム等
	レクリエーション施 設・観光施設	5,186.88	清水高原 スカイランドきよ みず(宿泊施設、従業員棟、 屋内運動場等)
学校教育系施設	学校	6,360.25	山形小学校教室棟、体育館等
子育て支援施設	幼稚園・保育 園・こども園	2,855.29	山形保育園
	幼児・児童施 設	1,492.58	ふれあい児童館、 子育て支援センター
保健・福祉施設	保健施設	3,583.83	保健福祉センターいちいの里
行政系施設	庁舎等	2,841.65	役場庁舎、倉庫等
	消防施設	626.04	分団詰所
公園	公園	256.72	なろう原マレット休憩所等
供給処理施設	供給処理施設	3,197.15	一般廃棄物最終処分場サンク スBB、山形浄化センター
その他	その他	2,090.38	農業エポック館、教員住宅等
合 計		37,054.85	

(1) 文化系施設

文化系施設として清水高原 文化交流施設「あららぎの庄」を保有しています。

◆ 図表 6-2 公共建築物（文化系施設）の保有状況

文化系施設					
区分	文化施設	施設数	1施設	延床面積	194.81 m ²
対象施設	清水高原 文化交流施設「あららぎの庄」				
<p>● 管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】</p> <p>地域の交流・親睦を深める場として、今後も継続して利用され则认为られるため、継続的に点検・修繕を行います。</p> <p>また、定期的な劣化診断等を行い施設の安全確保や長寿命化を図ります。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】</p> <p>今後建て替え等の更新費用負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を実施していきます。</p> <p>【安全確保の実施方針】</p> <p>施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。</p>					

(2) 社会教育系施設

社会教育系施設として本村には、ミラ・フード館、農業者トレーニングセンター（研修棟）を保有しています。

◆図表 6-3 公共建築物（社会教育系施設）の保有状況

社会教育系施設					
区分	博物館等	施設数	3施設	延床面積	3,287.04 m ²
対象施設	ミラ・フード館、 農業者トレーニングセンター（研修棟）				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】 今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行い、記録・蓄積することで、施設の長寿命化に活かしていきます。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 今後建て替え等の更新費用負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を実施していきます。</p> <p>【安全確保の実施方針】 点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、安全の確保を行います。</p> <p>【長寿命化の実施方針】 点検や診断結果等に基づき、予防保全型の維持管理、修繕を行うことで、施設の長寿命化に取り組みます。</p> <p>【ユニバーサルデザイン化の推進方針】 すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化を進めます。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】 利用者の利便性やサービスの向上など、より効果的な活用ができるよう、統合や建て替え等、運営方式も含めて施設のあり方を検討します。</p>					

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

スポーツ施設としてB & G山形海洋センター、ふれあいドーム、農業者トレーニングセンター（体育館等）を、保有しています。農業者トレーニングセンター（体育館等）は、建設されてから30年以上が経過しているため（一部、クラブハウス、体育館北倉庫は築20～29年）、大規模な修繕が必要になると考えられます。

また、レクリエーション施設・観光施設として保有しているスカイランドきよみずは、併設のテニス管理棟が築後30年以上経過しています。

◆図表 6-4 公共建築物（スポーツ・レクリエーション系施設）の保有状況

スポーツ・レクリエーション系施設					
区分	スポーツ施設	施設数	3施設	延床面積	5,082.23 m ²
対象施設	農業者トレーニングセンター（体育館等）、ふれあいドーム、B & G海洋センター				
区分	レクリエーション施設・観光施設	施設数	1施設	延床面積	5,186.88 m ²
対象施設	スカイランドきよみず（宿泊施設、従業員棟、屋内運動場等）				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】</p> <p>今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行い、記録・蓄積することで、施設の長寿命化、コストの削減に活かしていきます。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】</p> <p>今後建て替え等の更新費用負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を実施していきます。</p> <p>【安全確保の実施方針】</p> <p>各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。</p> <p>点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、利用者が安心して利用できるように、安全の確保を図ります。</p> <p>【長寿命化の実施方針】</p> <p>点検や診断結果等に基づき、予防保全型の維持管理、修繕を行うことで、施設の長寿命化に取り組みます。</p> <p>【ユニバーサルデザイン化の推進方針】</p> <p>すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化を進めます。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】</p> <p>将来的に利用実績の状況を鑑みて、より効果的な活用ができるよう運営方式も含めて施設のあり方を検討することも考えられます。また、老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、施設の利用状況や代替機能の可能性などを勘案して、総量抑制方策を検討します。</p>					

(4) 学校教育系施設、子育て支援施設

本村は、小学校を1施設、保育園を1施設、児童施設を2施設保有しています。

小学校については、改修工事はなされましたが、建設されてから30年以上が経過している建物(棟)が多く、また、ふれあい児童館は建設後20年以上が経過しているため、いずれも今後大規模な修繕や建て替えが必要になると考えられます。

◆図表 6-5 公共建築物(学校教育系施設、子育て支援施設)の保有状況

学校教育系施設					
区分	学校	施設数	1施設	延床面積	6,360.25 m ²
対象施設	山形小学校(教室棟、体育館、給食棟等)				
子育て支援施設					
区分	幼稚園・保育園・こども園	施設数	1施設	延床面積	2,855.29 m ²
対象施設	山形保育園				
区分	幼児・児童施設	施設数	2施設	延床面積	1,492.58 m ²
対象施設	ふれあい児童館、子育て支援センター「すくすく」				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】</p> <p>計画的に施設の点検・診断を行い、施設の状況を把握し、適時修繕を行います。</p> <p>児童、園児の安全・安心な環境の確保と、災害時における地域の核となる施設としての機能確保を行うため、施設の耐震化を優先的に進めます。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】</p> <p>小学校、ふれあい児童館は、将来的には大規模な改修が必要になることが見込まれます。小学校については、令和3年3月策定の「山形村学校施設個別施設計画」を基に学校施設の長寿命化を進めるほか、その他の施設についても適切な維持管理、適時修繕を行い、計画的に一定規模の改修や更新を行います。</p> <p>【安全確保の実施方針】</p> <p>園児、児童の安全な環境を維持することを第一優先として、必要に応じた施設改修・修繕を行います。</p> <p>【ユニバーサルデザイン化の推進方針】</p> <p>すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化を進めます。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】</p> <p>山形小学校については、学校が社会全体で子どもたちの学びを支援する場となり、地域の振興や再生にも貢献するコミュニティの拠点としての役割を果たすよう地域の実情に応じて施設のあり方を検討します。</p>					

(5) 保健・福祉施設

保健施設として本村では、保健福祉センター（いちいの里）を保有しています。

◆図表 6-6 公共建築物（保健・福祉施設）の保有状況

保健・福祉施設					
区分	保健施設	施設数	1施設	延床面積	3,583.83 m ²
対象施設	保健福祉センター（いちいの里）				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】</p> <p>高齢者が安全、安心して利用できるよう、継続的に点検・診断を実施するとともに、点検・診断等の履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かしていきます。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】</p> <p>点検及び診断等の結果に基づいて、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を行うことで、コストの縮減・平準化を実施していきます。また、更新等については、施設の必要性や需要を考慮します。</p> <p>【安全確保の実施方針】</p> <p>建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な修繕を行います。</p> <p>【ユニバーサルデザイン化の推進方針】</p> <p>すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化を進めます。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】</p> <p>行政が担う施設サービスの範囲を見極めつつ、今後の管理・運営方法について検討を進めます。</p>					

(6) 行政系施設

庁舎等の行政系施設は、今後も、予防保全型維持管理の視点に立って、施設の長寿命化に努めます。

◆図表 6-7 公共建築物（行政系施設）の保有状況

行政系施設					
区分	庁舎	施設数	1施設	延床面積	2,841.65 m ²
対象施設	山形村役場(庁舎、倉庫等倉庫、防災行政無線室等)				
区分	消防施設	施設数	6施設	延床面積	626.04 m ²
対象施設	下大池分団詰所、下竹田分団詰所、小坂分団詰所、上大池分団詰所 上竹田分団詰所、中大池分団詰所				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】</p> <p>計画的に点検や劣化診断を行う（予防保全）ことで、施設の長寿命化を図ります。消防団詰所は、災害時にその機能を果たせるよう、随時点検を行います。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】</p> <p>点検や診断結果等に基づき、維持管理、修繕を行うことで、トータルコストの縮減・平準化に努めます。</p> <p>【安全確保の実施方針】</p> <p>点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、安全の確保を行います。</p> <p>【ユニバーサルデザイン化の推進方針】</p> <p>すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化を進めます。</p> <p>【長寿命化の実施方針】</p> <p>点検や診断結果等に基づき、予防保全型の維持管理、修繕を行うことで、施設の長寿命化に取り組みます。</p>					

(7) その他（公園施設、供給処理施設含む）

その他の施設については、施設の利用状況や設置目的、維持管理コスト等を総合的に考慮し、廃止・統合の是非や施設のあり方を検討します。

◆図表 6-8 公共建築物（その他、供給処理施設）の保有状況

その他（公園施設、供給処理施設含む）					
区分	公園	施設数	8 施設	延床面積	256.72 m ²
対象施設	なろう原マレット休憩所、下竹田ふれ愛公園 トイレ、小坂運動公園管理棟、上大池運動公園管理棟、上竹田運動公園管理棟、鷹の窪自然公園便所・倉庫、中大池で愛のプラザトイレ				
区分	供給処理施設	施設数	2 施設	延床面積	3,197.15 m ²
対象施設	一般廃棄物最終処分場サンクス BB、山形浄化センター				
区分	その他施設	施設数	16 施設	延床面積	2,090.38 m ²
対象施設	休憩所「いこいの館」、教員住宅（4 棟）、校長住宅、なろう原霊園 トイレ、公衆トイレ（ちびっこ広場）、公衆トイレ（小学校前）、公衆トイレ（役場）、小坂本殿寄贈倉庫、清水高原生活環境施設（簡易作業施設・小規模作業施設）、農業エポック館、福祉の家、清水高原 清水寺管理棟等				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】 今後も継続的に使用する施設については、計画的に施設の点検・診断を行い、施設の状況を把握していきます。なお、小規模で簡易な建物については、必要最小限の点検管理することとします。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 点検・診断により修繕等が必要となった場合は、適正に対処し維持管理を行っていきます。更新等については、施設の必要性や需要を考慮します。</p> <p>【安全確保の実施方針】 施設の継続性や建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な改修・修繕を行います。 また、老朽化が著しい施設については、取り壊し等を視野に入れた安全の確保を行います。</p> <p>【ユニバーサルデザイン化の推進方針】 すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化を進めます。</p> <p>【長寿命化の実施方針】 一般廃棄物最終処分場サンクス BB については、今後も点検や診断結果等に基づき、予防保全型の維持管理、修繕を行うことで、施設の長寿命化を図ります。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】 老朽化が著しく耐震性を確保できない施設については、計画的に取り壊し、建て替えを実施することにより、安全で安心な施設の供給を推進します。 教員住宅については、他の用途への活用や解体について、費用対効果などのコスト面を十分に検討した上で方向を見出していく必要があります。 その他、各施設の目的や用途に応じた管理手法を施設ごとに検討し、実施していきます。</p>					

(8) インフラ施設

ア. 道路

本村における村道の総延長は166,729m、舗装率は75.7%です。

道路は、村民の日常生活や経済活動を行うための基盤となるものであることから、今後も継続的に道路拡幅などの改良の実施や、道路パトロールを強化し、道路の劣化状況等を速やかに把握できる体制を整えることが重要です。

長期にわたり、道路利用者等が安全・安心に通行できるよう、計画的な維持管理の実施による道路の長寿命化、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図ることが必要です。

◆ 図表 6-9 インフラ施設（道路）の保有状況

種別	主な施設	施設数
道路	道路延長	167,416m
	1級村道延長	18,901m
	2級村道延長	9,653m
	その他村道延長	138,862m

● 管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及の実施方針】

道路の状態や劣化予測等を把握するため、国等が示す「基準」「要領」などを踏まえ、適切な点検・診断や補修を実施します。また、道路パトロール等の日常点検により、道路施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録し、次の点検・診断等に活用します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検・診断により修繕等が必要となった場合は、適正に対処し維持管理を行っていきます。修繕、更新については、道路構造令に基づく技術基準等を適用するとともに、今後、国土交通省から新たに示される各基準類の適用を図っていくものとします。

【安全確保の実施方針】

点検・診断等により、道路利用者等に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するとともに、通行止め等の必要な措置を講じ、安全を確保します。

イ. 橋りょう

橋りょうについては、延長15m以上の橋りょうはありませんが、将来大幅な更新費用の増加が予測されるため、予防保全・長寿命化を基本とする維持管理を推進することで、ライフサイクルコストの縮減・平準化を図ることが必要です。

◆ 図表 6-10 インフラ施設（橋りょう）の保有状況

種別	主な施設	施設数
橋りょう	橋りょう数	56 橋

● 管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

道路法施行規則及び告示に基づき、5年に1回の頻度で近接目視による定期点検を実施し、健全性を診断します。地域の孤立を防ぐため、避難路となる道路に架かる橋りょうの耐震対策を進めます。

また、日常点検により施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検診断に基づき、維持管理におけるライフサイクルコストの低減等を踏まえた計画的な修繕・更新を実施します。

【安全確保の実施方針】

点検・診断等により、利用者に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するとともに、通行止め等の必要な措置を講じ、安全を確保します。

ウ. 上水道（簡易水道含む）・下水道

上・下水道は、これまで適宜修繕・更新を行いながら、施設の維持管理・改良を行ってきました。本村の上下水道施設は、耐用年数を考慮すると、今後本格的な更新時期を迎えることとなります。このため、今後も継続的に安定したサービスを提供するため、計画的な維持管理の実施による施設及び管路等の長寿命化、管理コストの平準化を図ることが必要です。

◆図表 6-11 インフラ施設（上水道（簡易水道含む）・下水道）の保有状況

種別	主な施設	施設数
上水道（簡易水道含む）	管路総延長	114,670m
	取水口	2 施設
	浄水場	2 施設
	配水池	8 施設
	ポンプ場	3 施設
下水道	管路総延長	77,267m
	浄化センター	1 施設

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断の実施方針】

日常点検により施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

また、重要給水施設までの配水管の耐震化を積極的に推進します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

管体調査や漏水実績のデータ蓄積により、布設管路の劣化状況の把握に努め、修繕・改良工事を実施します。

管路更新の優先順位を付けることにより、事業量平準化に反映していくこととしています。

また、下水道については、下水道施設長寿命化計画の策定のもと、維持管理、修繕、更新等を計画的、効率的に実施します。

【安全確保の実施方針】

点検等により、安全性に支障を来すと判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。

エ. 林道・林道橋

森林の適切な管理を図るため、日常的な点検や巡回などにより施設の状況を把握し、損傷が軽微な段階で修繕するなどの適切な維持管理や、適時・適切な保全対策が必要です。

◆ 図表 6-12 インフラ施設（林道・林道橋）の保有状況

種別	主な施設	施設数
林道	林道延長	19,733m
	林道橋数	2 橋

● 管理に関する基本的な考え方

【点検・診断の実施方針】
日常的なパトロール及び定期的な点検・診断を実施することにより、施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】
点検結果や診断結果に基づいた、予防保全型の維持管理を実施することで、施設の長寿命化を図ります。
修繕・改修工事を行う場合は、計画的に実施することにより削減効果を生み出せるようにしていきます。

【安全確保の実施方針】
点検等により、安全性に支障を来すと判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。



山形村公共施設等総合管理計画

平成29年3月

発行者 長野県山形村総務課

〒390-1392 長野県東筑摩郡山形村 2030-1

TEL (0263)98-3111 (代)